

鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内地域社会の維持・活性化を担う人材の確保・定着を進めるため、複数の地域おこし協力隊員（OB・OG含む）が企画・実施するスキルアップを図る研修会や勉強会、隊員同士の交流促進を目的とした座談会、交流会等の活動を支援することにより、協力隊員同士のネットワーク形成促進を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う寄付金その他の収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 補助事業は別表の第6欄に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から補助対象とする事業は4月30日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下

「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

1 補助事業	複数の地域おこし協力隊員(OB・OG 含む)が共同で企画・実施するスキルアップを図る研修会や勉強会、交流促進を目的とした座談会、交流会等
2 補助対象経費	<p>事業の実施に必要な以下の経費。ただし、給料、食糧費、備品購入費、工事請負費等の補助対象として適当でないと認められる経費を除く。</p> <p>(1) 研修会・勉強会等の開催に要する経費(会場使用料、講師謝金等)</p> <p>(2) 座談会・交流会等の開催に要する経費(バス借り上げ料、座談会等の内容を記録するために作成する冊子等の印刷製本費等)</p> <p>(3) 座談会におけるファシリテーター等の外部アドバイザーの招聘に要する経費(講師謝金、旅費等)</p> <p>(4) その他事業に必要と認められる経費</p> <p>※委託費については県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>
3 事業実施主体	複数の地域おこし協力隊(OB・OG 含む)で構成するグループまたは団体(任意団体可)
4 補助率	10/10
5 補助上限額	400千円
6 補助要件	<p>実施する事業は次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊同士の交流促進・ネットワーク化に資する取組であること。</p> <p>(2) 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>(3) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p> <p>(4) 補助対象経費について、国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。</p> <p>(5) 本補助金の交付申請は各グループまたは団体につき1回限りであること。</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業計画（実績報告）書兼収支予算（決算）書

(1) 事業主体	団体（グループ）名称		
	代表者氏名		
	所在地・連絡先	住所：	
		電話番号：	
		メールアドレス：	
(2) 実施予定期間	年 月 ～ 年 月 日（事業完了予定年月日）		
(3) 事業実施場所			
(4) 事業の目的及び効果			
(5) 事業の概要			
(6) 県の他の補助金・ 交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません <small>※活用される場合、第3条第4項の規定により本補助金の交付は受けられません。</small>		
(7) 消費税の取り扱い	<input type="checkbox"/> 有（一般課税事業者） <input type="checkbox"/> 無（簡易課税事業者、免税事業者）		
(8) 算定基準額（見込）	費目	金額（円）	内訳等
	講師謝金		
	旅費		
	会場使用料		
	印刷製本費		
	材料代		
	その他		
	合計		

(注) 添付書類は以下のとおり。

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の内容が把握できる見積書、パンフレット等
- イ 構成員の情報（着任先の市町村、氏名、協力隊の任期、活動内容等）が分かる一覧

(2) 事業報告時

- ア 今後のネットワーク化に向けた計画・イメージ等が分かる資料
- イ 事業実績の詳細が把握できる写真、領収書の写し等

様

職 氏 名

年度鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、とする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日付第202300311473号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定のあった鳥取県地域おこし協力隊ネットワーク化に向けた支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算書（写し）

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(4) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法